

2011年12月21日

平成24(2012)年度

東京都予算編成に関する提案書

都議会生活者ネットワーク・みらい

東京都知事

石原 慎太郎 様

2011年12月21日

都議会生活者ネットワーク・みらい

幹事長 西崎光子

平成 24 年度東京都予算編成にあたっての提案書

2011年3月11日、東日本を襲った大震災は、大津波とそれに続く原発事故による放射能汚染とあいまって、未曾有の被害をもたらしました。被災地は未だがれきの処理も進まないまま、農業や水産業などの働く場を失い、生活基盤の立て直しのめどがつかない状況です。被災地から遠く離れた東京も、従来の防災対策では想定しえなかった多くの課題が明らかになりました。6月補正予算で緊急対策を講じましたが、電気や食料から労働力に至るまで、被災地から多くの恩恵を受けている東京は、復興に向けて長期にわたってできる限りの支援を続けていかななくてはなりません。特に災害弱者になりがちな高齢者・障がい者・女性に加え、子どもの視点に立った支援や防災対策が必要であり、そこには自助・共助の強制ではなく、それを支える公助が十分に機能することが大前提です。

一方、平常時の延長としての東京は、高齢単身・夫婦のみの世帯の増加が目立つ超高齢社会が現実のものになってきました。若者にも広がる非正規雇用は世界的な規模の格差社会を生み出し、特に勤労世代の単身女性ではその3割が「貧困」であることが国立社会保障・人口問題研究所の分析で明らかになりました。それに伴い、保育や社会的養護が必要な子どもの増加なども大きな課題となっています。国の年金制度改革や財源としての消費税増税などの行方を注視するとともに、医療・福祉・介護・住宅施策等の基本政策を地域の視点で見直し、さらなる拡充と地域福祉の担い手である市区町村がその役割を十分発揮できるよう、自治体やNPO、市民活動への支援強化を求めます。

東日本大震災によって、これまでの生活スタイルや価値観の転換が迫られていることを都民の多くが実感しました。この経験を忘れることなく、持続可能な社会を作り出していくための新たな都政運営こそ今もっとも求められているものと考えます。

平成 24 年度予算編成にあたっては、大震災からの復興支援と放射能対策に全力で取り組むとともに、深刻な経済不況下における雇用・中小零細企業支援など都民生活の安定に向けた事業のさらなる強化を求め、子ども・若者、高齢者、障がい者が安心して暮らせる生活都市東京の実現に向けた提案をまとめました。

予算編成に会派の提案を反映されるようここに要望いたします。

以上

【重点項目】

東日本大震災からの復興

- 1 被災した避難者が、東京で生活するための仕事や住居についての支援を継続するとともに、長引く避難生活に対しては心のケア体制を整備する。
被災地へのボランティアの派遣が継続的に行えるよう支援し、福島の子どもたちを夏休み等に都内施設や都外関係施設で受け入れる。
- 2 放射線量測定の実施モニタリングポストの増設や食品の放射能検査体制の充実を図り、放射能測定や数値の公表を的確に行う。特に学校給食の安全確保に万全を期すこと。
- 3 下水汚泥や清掃工場の焼却灰および被災地のがれきの受け入れなどについては、放射能測定と数値の公開を行い、近隣住民への十分な説明責任を果たす。
- 4 放射能汚染や原子力発電についての学習機会を増やし、個人が的確に判断ができるようにしていく。
- 5 防災計画・復興計画に女性や子どもの視点を盛り込み、避難所での障がい者、高齢者、女性、子どもなど弱者のプライバシーや安全を確保する。
- 6 非常時に速やかに避難行動をとるために、日常的に「非常時の行動指針」を地域住民に周知し、様々な場面を想定した防災訓練を実施する。
- 7 震災後の節電行動を一時的なものにとせず、1年を通して継続するよう企業や市民に協力を求め、進行管理を徹底する。
- 8 都としてのエネルギー政策を策定し、原子力発電に頼らないエネルギーシフトを進めることを宣言する。
- 9 効率の良い太陽熱の活用を一層推進すること。

健康で安全な環境

- 1 総合的な水循環を推進する地下水保全条例をつくり、地下水・湧水の保全や復活に向けた市区町村の取り組みを支援・連携する。
- 2 「水は限りある貴重な資源」との観点から、節水、漏水対策や、雨水、中水等の利用を強化するとともに、都の独自の水源の回復と保全に努め、適正・有効に利用して、ダム開発に頼らない水道事業の構築をはかる。
- 3 使用禁止となった放射性物質を含む薬品などの回収を徹底し、家庭や事業所などから排出される蛍光灯、農薬・殺虫剤、塗料などの有害廃棄物の回収システムを事業者責任で整備し、
アスベストや水銀など有害化学物質の適正な処理・処分を徹底する。
- 4 ネオニコチノイド農薬など、生態系に大きな影響がある農薬の使用実態を調査し、使用を減らすための普及・啓発を行うとともに、代替農薬に向けての研究を行う。
- 5 公共建築、特に学校や保育所などの建築に、多摩産材の優先利用を進め、多摩産材で家を建てる場合には 建築費の木材分の利子補給制度を周知し、手続きを簡素化して、多摩産材の利用促進を図る。

人口減少社会に向けた持続可能な都市づくり

- 1 自転車を都市交通のひとつと位置づけ、自転車レーンの設置や、駐輪場・レンタサイクルなど各種施設を整備し、自転車道ネットワークをつくとともに、長期的な自転車道路整備計画を策定する。車道における側溝（エプロン部）を改善するとともに、交差点では横断帯や信号の在り方を検討し、自転車走行の安全を図る。

セーフティネットの充実

- 1 特別養護老人ホーム等の介護基盤整備を促進するため、未利用都有地について十分な情報提供を行うとともに、都営団地の建て替え時などに、期限付きで無償貸与するなど優先的な施策を講じる。
- 2 地域の資源を活用した小規模な福祉施設を設ける際には、過大な設備を求める都の基準を、国基準並みに緩和する。
- 3 介護に携わる人材の専門性を高めるための研修を充実するとともに、誇りを持って働くことを保障する報酬・処遇の改善を行って人材の定着を図る。
- 4 急激な保険料の高騰を防ぐため、介護保険安定化基金の活用を図る。
- 5 グループホームやミニデイサービス等においては、高齢者から子どもまでを対象としたソーシャルミックスの施設づくりを導入する。
- 6 高齢者・障がい者・ひとり親家庭・低所得者などの住まいの確保と生活支援を充実するとともに、都型ケアハウス等、低所得者向け住宅の最低居住水準についての検証を行う。
- 7 重度障がい者（児）のショートステイを身近な地域に作り、ベッド数を増やすなど、利用したいときに利用できるよう整備するとともに、施設入所から地域での自立生活への移行を促進させるため、長時間介助の人材確保を進める。
- 8 在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションの増設で、在宅医療サービスの提供体制を整備するとともに、在宅療養が困難になったときのセーフティネットとして、特養・老健・療養病床のショートステイなどを整備する。
- 9 統合失調症や発達障害などの精神疾患についての啓発を教育の場で行い、うつや自殺を予防するため、精神保健推進の体制を整える。

子どもの命を守り、健やかな成長を支援する

- 1 子どもの虐待防止と虐待の早期発見に努めるため、児童相談所を増設し、児童福祉司・児童心理司の配置を増強するとともに、地域の子ども家庭支援センターや保健所・医療機関との連携を強化する。
- 2 養育家庭への研修や相談機能を拡充し、連絡会などネットワーク機能を充実するとともに、
養育家庭や養護施設を退所した18歳以上の若者へのアフターケアを充実させる。
- 3 保育待機児を早急に解消するため、保育所整備を促進する。特に、緊急に保育園の増設を進める場合、学校の空き教室や都有地の活用などを速やかに認める。

すべての子どもの学びを保障する

- 1 すべての学年において少人数学級が実現できるよう、教員定数増を国に求め、各種研修・研究授業など教員の資質向上に取り組む。
- 2 都立高校の定数を増やし、夜間定時制に関しても希望する子どもが入りやすい設置をする。
- 3 栄養士を全校配置とし、栄養教諭を増やして食教育を充実する。
- 4 中学校の武道の必修化に際しては、施設の整備と専門的外部人材の活用で安全を確保する。
- 5 特別支援学校の再編・整備、特に併置校においては、それぞれの障害の特性に応じて安全で快適な教育が受けられるよう、工夫する。
- 6 特別支援学校や通級学級に通う児童、生徒の交通負担を軽減するために、通学区域の調整、スクールバスの中・小型化、増車、運行コースの設定の工夫、ワゴンタクシーの導入等のほか、民間移送サービス利用、タクシー通学などの助成も検討する。

文化的で豊かな暮らし

- 1 ワークライフバランスについての普及啓発を行い、仕事と家庭生活の両立が可能な雇用環境を整備するために、中小企業を支援する。
- 2 高齢者・若者・子どもの消費者被害の未然防止のため、消防、病院、警察との連携を強め、商品事故情報を速やかに提供する。

【一般項目】

東日本大震災からの復興

(1) 被災地支援

- 1 東日本大震災のような広域的な災害に対する都の支援体制を整備する。
- 2 被災地からの避難者が、東京において生活するための仕事や住居について支援を継続する。
- 3 被災地へのボランティアの派遣が継続的に行えるよう支援する。
- 4 福島の子どもたちを夏休み等に都内施設や都外関係施設で受け入れる。

(2) 放射能汚染対策

- 1 感受性の高い子どもへの配慮を優先し、放射能測定や数値の公表を的確に行う。
- 2 市民や自治体が行う放射線量測定の結果を尊重し、高い数値が出た場合には都としても速やかに対応する。
- 3 自治体や生産者が実施する食品の放射能検査に対し、必要な機器購入への補助を行う。
- 4 学校給食の食材検査体制を確立するため、必要な機器購入への補助を拡充する。
- 5 メーカーが行う給食牛乳の放射能検査の数値を公表させるよう、事業者を指導する。
- 6 加工食品についての抜き打ち検査を継続する。

- 7 都内産農産物の放射能検査を継続し、必要に応じて土壌の検査を実施する。
- 8 内部被ばくも含め、被ばく量を減らすため、特に都立公園の砂場や学校・保育園・幼稚園など、子どもが利用する施設周辺の放射線量測定を行い、測定結果を速やかに公表する。
- 9 被災地のがれきの受け入れなどについては、放射能測定と数値の公開を行い、近隣住民への十分な説明責任を果たす。
- 10 放射能汚染や原子力発電についての学習機会を増やし、個人が的確に判断ができるようにしていく。

(3) 防災対策

- 1 難病、重度障がい者・要介護者等への災害時の対応について調査・検証を行い、当事者・家族会などと連携し、セーフティネットを構築する。防災計画の中に医療的支援を盛りこみ、難病患者支援マニュアルを作成する。特に透析患者等への対応システムを構築する。
- 2 東京都地域防災計画に掲げられた公共施設・病院・住宅などの耐震化を着実に進め、「減災のまちづくり」を積極的に推進する。
- 3 避難所になる公共施設は、エレベーターや車いす用トイレの設置など、バリアフリー化をすすめるとともに、太陽光発電などの自然エネルギー導入を推進する。
- 4 学校の耐震化を進め、避難場所として必要な防災機能の基準の作成、整備向上を促し、都としての新しいガイドラインの設定や財政を含めた支援をする。
- 5 防災計画・復興計画に女性や子どもの視点を盛り込み、避難所での障がい者、高齢者、女性など弱者のプライバシーや安全を確保する。
- 6 災害時における住民が担う在宅支援活動（介護保険外にて地域ケアを担う、移送サービス、家事援助、食事サービス等の住民参加型在宅福祉サービス）に対する緊急車両としての指定や、ガソリンの優先給油ができるように公的に位置づける。
- 7 応急生活物資供給に関する基本協定や緊急車両証の発行体制を見直すための協議を生協や民間事業者と行う。
- 8 非常時に速やかに避難行動をとるために、日常的に「非常時の行動指針」を地域住民に周知し、様々な場面を想定した防災訓練を実施する。
- 9 防災公園の整備にあたっては、地元の声を聞き、現在ある樹木や水辺を生かして進め、災害時の連携を密にするために、平常時の運営体制を整備する。
- 10 農地を保全し、災害時の避難所または農産物供給地として自治体との協定を拡大するとともに、まとまった土地を計画的に取得し、未利用の所有地を災害用として確保する。
- 11 狭隘道路の拡幅を進めるとともに、密集街区に対応する消防システムを構築していく。
- 12 東京災害ボランティアネットワークなどの市民活動団体と連携し、地域レベルでの災害ボランティア・コーディネーターの組織的な養成を促進する。
- 13 危険地域のボランティア活動に給付される保険に一定の補助を行うとともに、ボラン

ティアへのアスベスト対策として防塵マスクを備蓄する。

- 14 簡易耐震補強工事や家具転倒防止金具取り付け助成制度を拡充し、積極的な活用を周知するとともに、災害危機意識の啓発を進める。
- 15 各地域に福祉避難所を整備し、障がい者・高齢者の安全を確保する。
- 16 災害時に情報弱者になりがちな視覚障がい者や聴覚障がい者のために、情報伝達のための機材（聴覚障がい者避難所用キット等）を配置し、災害時における情報発信の具体的方法を確定する。
- 17 今回の地震に際し実施した帰宅困難者対策等の措置を点検し、東京都地域防災計画の必要な見直しや新たに計画停電対策等を講じる。
- 18 斜面地や浸水地域の宅地開発を規制し、都市型水害の未然防止に努める。
- 19 東京都独自の基金制度を創設し、被災後の住宅・生活再建資金を援助する。

（４）エネルギー対策

- 1 震災後の節電行動を一時的なものにとせず、１年を通して継続するよう企業や市民に協力を求め、進行管理を徹底する。
- 2 再生可能エネルギーの導入に都独自の助成制度を設け、地域分散型エネルギーへの転換を積極的に進め、原子力発電に頼らない多様なエネルギー確保を進める。ライフスタイルの見直しを含めた都民参加の議論を進め、都としてのエネルギー政策を策定する。
- 3 都として、原子力発電に頼らないエネルギーシフトを進めることを宣言するとともに、都内自治体においても地域でのエネルギー自立と省エネルギーに向けた方針を策定するよう呼びかける。
- 4 都は、公共施設・学校・大規模施設等には太陽光発電や太陽熱利用を促進するとともに、バイオマスやメタンガス、小水力・下水熱・地熱などの未利用エネルギーの活用を率先して推進する。特に、効率の良い太陽熱利用は給湯システムだけでなく、暖房システムについても補助対象とする。
- 5 太陽光発電、太陽熱利用の普及・啓発を進めるため、機器の設置等の相談やアドバイスができる窓口を、すでに活動している NPO や市民団体と連携し、支援する。
- 6 環境確保条例における排出削減義務付け制度を強化し、清掃工場の非エネルギー起源の CO₂ 排出についても対象とする。
- 7 学校における空調機設置は、温度管理を徹底して節電に努め、緑のカーテンや風の道確保などで、猛暑対策を工夫する。省エネ教育を充実し、家庭での省エネ意識の啓発に努める。
- 8 地域や学校での環境教育を進めるとともに、環境教育に取り組む NPO や市民団体の活動を支援する。
- 9 空き地等を利用して栽培した菜種を、油、廃油、石けんや BOD へと資源を循環し、CO₂ 削減をすすめる「菜の花プロジェクト」を推進するとともに、都営地の活用を図る。
- 10 庁舎内の省エネ点検を行い、自動販売機は全廃する。

健康で安全な環境

(1) 水と緑を守り育てる

緑を守り・育てる

- 1 「緑の東京10年プロジェクト」を全庁挙げて着実に実現する。
- 2 既存緑地・樹林を保全するため、市民緑地制度や緑地保全地区制度などあらゆる制度の活用を進めるとともに、区市町村を支援する。
- 3 国分寺崖線等の保全を広域連携で行えるよう支援する。
- 4 一定規模以上の屋外駐車場には緑化や浸透舗装を義務づける。
- 5 屋上、壁面、街路などを緑の空間として活用するための誘導策を制度化する。

水循環を取り戻す

- 1 雨水貯留槽の設置助成制度を拡充し、雨水利用をすすめる。学校等、緊急避難場所として指定されている箇所に「雨水貯留槽」の設置をすすめる。
- 2 雨水の地下浸透が可能な地域では、透水性・保水性舗装を普及させるとともに、雨水浸透マスを設置を促進するとともに、補助対象地域を拡大する。
- 3 総合的な水循環を推進する地下水保全条例をつくり、地下水を公水として位置付ける。また、地下水・湧水の保全や復活に向けた市区町村の取り組みを支援・連携する。地盤沈下は沈静化していることから、計画揚水量を定めて、地下水の計画的な利用をはかる。
- 4 清流復活事業の具体化のため、東京都水循環マスタープランの実現に向けた実施計画を早急に策定する。
- 5 崖線地域では地下水保全のために地下構造物の建設を制限、または禁止する。
- 6 地質汚染(地層汚染・地下水汚染・地下空気汚染)の未然防止と浄化対策を強化する。
- 7 1,4 ジオキサンの検出で休止した水源井戸については、除去方法が確立するまで、地下水汚染の拡散を防ぐために継続的な汲み上げを検討する。

河川の環境と水質の改善

- 1 多摩川上流の過度な取水を抑制し、河川環境維持用水の放流を可能な限り拡大する。
- 2 多摩川中流の水質・水量を確保し、玉川浄水場での取水再開をめざす。
- 3 水再生センターの放流水質を改善して、都内の河川の水質浄化を促進する。
- 4 水道水の水質基準に留まらず、水質管理目標設定項目に陰イオン系・非イオン系界面活性剤を追加し、人の健康の保護の観点から不使用を啓発する。
- 5 中小河川のコンクリート三面護岸を多自然型工法で改善し、多様な生物が生息できる空間に変える。
- 6 東京湾沿岸9都県市の排水規制を強化し、東京湾で泳げるよう水質改善に向け年次目標を立てる。

水源開発の見直し

- 1 「水は限りある貴重な資源」との観点から、節水、漏水対策等や、雨水の利用を強化

するとともに、都の独自の水源の回復と保全に努め、適正・有効に利用して、ダム開発に頼らない水道事業の構築をはかる。

- 2 ハツ場ダムの利水に頼らない水政策を策定するため、過大な水需要予測は実績と実態に合わせて早急に見直す。
- 3 認可水源となった多摩地域の地区水を、都の保有水源に組み入れること。

(2) 化学物質を減らし、資源循環型社会をつくる

有害化学物質対策

- 1 化学物質子どもガイドラインの都民への周知に努めるとともに、条例化を検討する。
- 2 未然防止の原則で、有害化学物質による複合汚染のリスク評価を実施する。
- 3 有害化学物質のリスクコミュニケーションについて、市民と企業と協働で行っているモデル事業を拡大・充実させる。
- 4 シックハウス症候群の実態調査を行い、相談・治療・環境改善の迅速な連携体制を作るとともに、シックハウス患者のための一時避難シェルター住宅を提供する。
- 5 土壌汚染対象物質にアスベストを加えるとともに、環境確保条例においても土壌に含まれるアスベスト処理について規制の対象とする。
- 6 アスベストを使用している建物には表示を義務付け、解体時には作業員だけでなく、周辺住民もアスベスト解体作業中であることを知りうるようにする。解体時の飛散防止を徹底するとともに、アスベスト廃棄物の適正処理・処分を適正に行うよう監視する。
- 7 化学物質と同様に電磁波についても過敏症があることを踏まえ、健康被害の状況を調査すること。特に携帯電話中継基地局の設置には、住民説明と情報公開を進めるとともに、子どもや高齢者、病人などが日常的に過ごす施設の近くには設置させないルールを作る。
- 8 PRTR 法で第一種指定化学物質に指定されている物質の保管状況及び災害時のリスクへの対応策について調査し、安全を確保する。
- 9 空調機や大型冷凍・冷蔵機器に冷媒として使用されている温室効果の高いフロン類について、廃棄における回収率の向上と使用時漏えい対策を講じるとともにノンフロン化を推進する。
まずは、都庁をはじめ、都庁施設の空調機等からの漏洩実態を明らかにする。
- 10 事業者との連携で、フロン使用機器の整備時の回収量や補充量の記録の仕組みを作り、フロン漏洩の「見える化」を図る。
- 11 温暖化対策計画書制度の届け出項目にフロンのストック管理に関する項目を加え、漏洩量削減の取組を評価し、キャップアンドトレードのしくみのなかに組み込む。事業者の設備技術の向上や、管理体制の強化など漏えいを防止する取組およびノンフロン化の技術開発等の取組を支援し、優良な施行技術、管理技術等の技能を認定する制度をつくる。

廃棄物対策

- 1 廃棄物対策は、再利用よりも、発生抑制、再使用が推進されるよう、容器包装リサイクル法の改正を国に申し入れるとともに、都民への広報活動と事業者の誘導を進める。
- 2 容器包装プラスチックの資源化を促進するため、区市町村の容器包装プラスチック選別・梱包・保管の施設整備やその他の技術的、財政的支援を行う。
- 3 都独自のデポジット制度をつくり、使用済み製品が製造者に戻るシステムをつくる。
- 4 規格びん推奨制度を創設し、自主回収ルートを支援してリターナブルびんの利用を拡大する。
- 5 使用禁止となった放射性物質を含む薬品などの回収を徹底し、家庭や事業所などから排出される蛍光灯、農薬・殺虫剤、塗料などの有害廃棄物の回収システムを事業者責任で整備する。
- 7 家庭や事業所などから排出される有害廃棄物の水銀については、23区で原則不燃ごみとしているものを、多摩地域と同様に有害ごみとして収集する。
- 8 回収された有害物質を含む廃棄物の処理を行う場所を都内につくる。
- 9 使い捨てライターについて、正しい廃棄・分別方法を周知、徹底する。
- 10 産業廃棄物の処理・処分による環境汚染を監視し、防止する。
- 11 都庁内はもとより、都内事業所において、PCBの保管が適正に行われているかを点検するとともに、処理計画に基づいて、期間内の適正処理を促進すること。

(3) 持続可能な産業支援

都市農業を推進する

- 1 都市農業推進条例をつくり、東京の地域特性を生かして、安全でおいしい東京ブランドをつくり、都市農業を活性化する。
- 2 農地の宅地化をこれ以上進行させないためにも、農家の後継者の育成や、相続税の軽減などで、農業継続を支援する。
- 3 有機農産物及び特別栽培農産物の栽培や、東京産の伝統種の栽培を奨励し、生産量の拡大と市場流通の拡大を図るとともに、有機農産物及び特別栽培農産物などの栽培農家が行うGMOフリーゾーンなどの設置に向けた自主活動を支援する。
- 4 体験農園の拡大や農業ボランティア・農業講座などで、経験の機会を増やして、多様な担い手を育成するとともに、農家と支援者のマッチングを図るコーディネーターを配置する。
- 5 生産流通過程のIT化を進め、農産物及び畜産物のトレーサビリティを確立する。
- 6 東京都地域特産品認証制度を広く都民にPRし、地場農産物の加工食品や東京の伝統技術で生産された地場産品の販売促進活動を支援する。
- 7 ネオニコチノイド農薬など、生態系に大きな影響がある農薬の使用実態を調査し、使用を減らすための普及・啓発を行うとともに、代替農薬に向けての研究を行う。
- 8 田んぼの生き物調査を水田以外の農地にも拡大し、生態系維持の研究を進める。

- 9 梅樹へのプラムポックスウイルスの感染拡大を防ぎ、感染樹処分後の補償を速やかに行う。

森林対策

- 1 多摩地域には谷戸、湧水、雑木林等が一体となり、多様な生物が生息できる貴重な自然環境が数多く存在する。それらを里山保全の拠点とするため、良好な自然環境の保護に向け、早急に条例による指定を行う。
- 2 森林環境の保全を社会で支えるための新たな財源確保の方策として、森林環境税（仮称）を創設し、個人・法人住民税の均等割に一律上乘せ課税を実施する。
- 3 里山保全に取り組む市民活動への支援を仕組みを作る。
- 4 森林・林業従事者を育成し、安定して働けるよう各種社会保障制度加入を支援するとともに、林業家に関わる相続税を改善するよう引き続き国に働きかける。
- 5 多摩の森林整備は、針葉樹林から広葉樹林への転換の視点で進め、生産・流通・加工のシステム整備を促進する。
- 6 公共建築、特に学校や保育所などの建築に、多摩産材の優先利用を進め、多摩産材で家を建てる場合には 建築費の木材分の利子補給制度を周知し、手続きを簡素化して、多摩産材の利用促進を図る。
- 7 製材所から出る廃棄物を利用した固形燃料「東京ペレット」を利用したストーブの周知、普及を進める。

人口減少社会に向けた持続可能な都市づくり

都市計画は市民との協働で

- 1 増加する建築紛争を未然に防ぐため、「容積率制限を迅速に緩和する制度」を都全域で適用除外とし、併せて、基礎自治体の「地区計画」策定の取り組みを支援する。
- 2 所有地は安易に売却せず、まちづくりの観点から、当該自治体、近隣自治体との対等な協議を行って有効活用する。また売却するときは、それに先だって周辺のまちづくり方針にあわせ、用途地域の見直しを行う。
- 3 大学・高校などの統廃合跡地や未利用の大規模所有地は、原則として緑地や公園・子どもの遊び場、災害時の避難場所として市民に開放する。
- 4 東京都環境影響評価制度は、単体だけではなく適用対象を拡大し、都市気象や景観等も勘案して総合的な評価として確立する。
- 5 計画アセスの対象を広げ、「事業しない」選択肢を入れた複数案提示を義務付ける。

道路建設や都市公園整備にも市民意見の反映を

- 1 外郭環状道路計画は、大深度法にのっとったアセスを実施し、調査データを全て公開するとともに、外環の2については地元の意見を十分反映する。
- 2 10年以上事業認可されない道路計画は、市民参加で必要性和環境影響の両面から再考し、廃止・変更も含め見直す。例：3・4・9道路（東大農場）

- 3 都道の建設に当たっては沿線の学校などの近くに大気汚染や騒音を監視する装置を設置するとともに、街路樹選定は、地元自治体と協議の上、その地域の植生にあった木を植える。
- 4 尾根幹線道路は貴重な自然と湧水を守るため、計画を変更し、事業を進めるにあたっては周辺住民の合意を取り付ける。
- 5 交差点などの歩道と車道の段差解消は、車いすや乳母車などに十分配慮したものとす
- る。
- 6 自転車を都市交通のひとつと位置づけ、自転車レーンの設置や、駐輪場・レンタサイクルなど各種施設を整備し、自転車道ネットワークをつくるとともに、長期的な自転車道路整備計画を策定する。
- 7 車道における側溝（エプロン部）を改善するとともに、交差点では横断帯や信号の在り方を検討してし、自転車走行の安全を図る。
- 8 歩道橋の現況調査を行い、耐震性に問題のあるものや利用されていないものは撤去する。
- 9 鉄道などとの立体交差による地下道設置では、明るさや解放性に配慮して、防犯性や利便性を高める。例：芋窪街道玉川上水駅
- 10 都立公園でのプレーパークを更に推進する。
- 11 墓地については合葬式墓地や樹木葬などを拡充する。
- 12 ユニバーサルデザインの趣旨を生かした公共施設や私設建築物、道路、駅舎などの改善を進め、面的な整備を早急にはかる。

公共交通の充実

- 1 路面電車・LRT・コミュニティバスなどの公共交通を生かしたまちづくりをすすめる。
- 2 駅へのアクセスを向上させるため、バス優先信号、バス専用・優先レーンの設置、パークアンドライドの導入をすすめる。
- 3 公共交通に関するサインは観光客や外国人にもわかりやすいものを適切に配置する。
- 4 都営地下鉄の駅のホームドア設置を推進・拡大する。
- 5 都バスのバス停を屋根付きにし、植栽で緑陰を作るなどの整備をする。
- 6 駅周辺の自転車・原付自転車・自動二輪車の駐車に対応するため、都有地の提供などを一層拡充する。
- 7 共同荷捌き場の整備、ロードプライシングの実施、車両ナンバー規制や、通勤時のマイカーの相乗りやカーシェアリングなどで、自動車の総量を削減する。

セーフティネットの充実

(1) 高齢者福祉の充実

- 1 特別養護老人ホーム等の介護基盤整備を促進するため、未利用都有地について十分な情報提供を行うとともに、都営団地の建て替え時などに、期限付きで無償貸与するなど優先的な施策を講じる。

- 2 地域の資源を活用した小規模な福祉施設を設ける際には、過大な設備を求める都の基準を、国基準並みに緩和する。
- 3 空き店舗などを活用した居場所づくりに対し、家賃補助などの助成制度をつくる。
- 4 介護に携わる人材の専門性を高めるための研修を充実するとともに、誇りを持って働くことを保障する報酬・処遇の改善を行って人材の定着を図る。
- 5 地域包括支援センターの機能を充実し、24時間・365日体制を構築するための支援を行う。
- 6 認知症高齢者への見守りネットワークを構築するとともに、若年性認知症などの相談・支援体制の整備を図る。
- 7 家族を介護する介護者同士の交流や息抜き場の場づくりに取り組む NPO や市民団体を支援する。
- 8 高齢者等の在宅生活を支援する『食事サービス』（配食・会食・ミニディ・男性料理教室等）について、すべての区市町村で確実に実施されるよう、都は財源を保障するとともに、各区市町村に対してイニシアティブを発揮する。
- 9 要介護高齢者の摂食・嚥下障害に対する的確な指導を行える人材育成を進め、新たに痰の吸引等が可能になった介護者への研修を行う。
- 10 成年後見制度の周知とともに、市民後見人を制度化し、市民後見人を養成する。
- 11 移動の自由を保障するため、福祉有償運送や福祉限定タクシー事業者への支援、規制の緩和、利用者への補助のしくみを検討する。
- 12 多摩都市モノレールへのシルバーパスの利用拡大を行なう。
- 13 急激な保険料の高騰を防ぐため、介護保険安定化基金の活用を図る。

（２）障がい者（児）福祉の充実

障がい者（児）の自立支援

- 1 障がい者（児）へのあらゆる差別をなくし、人権を保障する差別禁止条例をつくる。
- 2 障がい者の自己選択・自己決定を保障するサービスを整備するとともに、生活の質の向上を図るため、地域生活支援を積極的に進める。
- 3 利用料負担は世帯単位ではなく、個人単位で組み立てなおし、応能負担とするよう国に求めていく。
- 4 障がい者の住宅確保について、現在障がい者が入れる都営住宅は単身者向けで狭く移動や長時間介護に対応できないため、単身の重度障がい者も世帯向け住宅に入居できるよう入居基準を拡大する。
- 5 全介助の重症心身障がい者が地域で生活し続けることができるケアホームをつくる。障がい者施設の整備にあたってグループホーム・ケアホームのハード面の基準に関しては、利用できる障害種や程度に応じた柔軟なものにする。
- 6 重度障がい者（児）のショートステイを身近な地域に作り、ベッド数を増やすなど、利用したいときに利用できるよう整備するとともに、施設入所から地域での自立生活への移行を促進させるため、長時間介助の人材確保を進める。
- 7 重度心身障がい児（者）が安心して安全・確実な療養を受けられるよう、療育にあたる医師、看護師の確保とともに、超重症心身障がい児（者）に対応する専門性向上の

ための養成研修を充実・推進する。

- 8 今後養護学校を卒業する重症心身障がい児・者の数に見合った通所先をつくるとともに、施設の医師・看護師等の確保及び送迎バスの増車を図る。
- 9 高次脳機能障害への理解を進めるとともに、より多くの区市町村が相談体制の整備を進めるよう積極的に支援する。
- 10 障がい者施策と介護保険制度など制度間の整合性を図り、高次脳機能障害の人も、切れ目のない支援が受けられるようにする。
- 11 手帳のない高次脳機能障がい者を受け入れる生活訓練の枠組みをつくり、指定管理業務の範囲とする。
- 12 2年にわたる「専門的リハビリテーション充実モデル事業」の成果を、今後の地域でのリハビリテーションの展開や、医療と福祉の連携・相互効果の拡充につなげるため、医療から福祉、地域、住宅への連携した支援を展開する拠点として、区市町村支援促進事業を活用して「高次脳機能障がい者支援センター」を設立する。
- 13 障がい者へのトータルな支援を図るために、介護保険のケアマネに当たる専門的コーディネイトができる人材を養成する。
- 14 福祉的就労から一般就労まで、働く場の環境整備と定着を図るため、企業に対しては積極的にインターンシップやトライアル雇用、ジョブコーチ制度を取り入れるよう働きかけるとともに、都としてジョブコーチやジョブパートナーなどの人材を育成する。
- 15 発達障がい者支援センターを拡充するとともに、相談担当者の資質向上を支援する。
- 16 都庁内の障がい者雇用はすべての障害を対象とし、都庁内の職場での体験学習の充実を図るとともに、チャレンジ雇用事業を拡大継続する。
- 17 小規模作業所等への運営補助を継続する。
- 18 すべての施設や学校で同性介護・介助が可能になるよう人員配置を行う。

精神障がい者の地域生活移行のために

- 1 精神障がい者の地域移行を促進するため、公営住宅への優先入居を進めるとともに、賃貸住宅入居時に、都や自治体が公的保証人となって、住宅を確保する。
- 2 24時間対応可能な精神科救急医療を拡充する。
- 3 障がい者福祉手当、医療費助成などを精神障がい者にも拡大するとともに、精神障害のために提出が必要となる医師の診断書の料金を都が助成する。
- 4 精神障がい者の相互支援活動（ピアサポート、ピアアドボカシー、ピアカウンセリングなど）の施策を制度化する。
- 5 精神障がい者の家族のレスパイトや24時間体制の相談支援を拡充し、本人や家族を支えるとともに訪問型の相談体制を構築する。
- 6 社会復帰のための訓練及び生活訓練施設やグループホーム等、社会復帰対策を充実し、「地域自立生活センター」「共同作業所」などへの運営費助成を拡充する。

- 7 障がい者日中活動系サービス推進事業の努力実績加算を、精神分野についても努力と実績に応じた加算を受けることができるようにする。

(3) 低所得者やひとり親家庭への支援

低所得者対策

- 1 「地域福祉権利擁護制度」の周知を図り、事業の中核を担う社会福祉協議会、専門員、生活支援員の質の向上と人材育成・研修をすすめる。
- 2 グループホームやミニデイサービス等においては、高齢者から子どもまでを対象としたソーシャルミックスの施設づくりを導入する。
- 3 多重債務者の生活再生事業の使い勝手を改善する。
- 4 ホームレスの安定した住居の確保や雇用の機会を創出するとともに、NPO等を中心に地域生活をサポートする体制をつくる。
- 5 犯罪被害者等支援の重要性を広め、相談窓口の充実を図る。
- 6 インターネットカフェを避難所としている住居のない生活困窮者の受け皿として、生活総合相談や就労支援、低所得者向けの住宅政策、シェルターの設置などを進める。

ひとり親家庭への支援

- 1 高等技能訓練促進費事業の継続を国に求めるとともに、安定した就労確保のための支援策を総合的に展開する。
- 2 職住近接をはかる視点で、子どもの年齢や収入に応じた公営住宅入居の促進、または民間住宅入居への家賃補助制度をつくる。
- 3 障がい児がいる等、ひとり親家庭の状況に配慮し、ホームヘルプ事業など実態に即した総合的な支援を拡充させる。
- 4 ひとり親家庭が気軽に集まり、悩みなどを話し合う場を設ける。

(4) 住まいの確保は生活の最低条件

- 1 公営住宅の増設、設備改修、空き室の早期解消などで住宅確保の施策を推進する。
- 2 都営住宅等に住む支援の必要な人々に対して、きめ細かな生活支援を行う団体に、都営住宅の空き室などの活用を進める。
- 3 若者の一人暮らしやルームシェアを可能にする公営住宅の入居のあり方を検討する。
- 4 都有地や都営住宅建替えて生じる空地などを活用して、多様なニーズに対応する小規模多機能施設や低所得高齢者向けのグループホームを地域に整備する。
- 5 民間賃貸住宅の一定設備の空き家を都が借り上げ、住宅困窮者等が低家賃で継続して入居できる借り上げ都営住宅にする。
- 6 コミュニティ形成のため、多様な世帯が混在するソーシャルミックスを促進する。
- 7 都型ケアハウス等、低所得者向け住宅の最低居住水準についての検証を行う。
- 8 民間の介護付き賃貸住宅などで、入居者の生活や権利が守られ、適正に運営されているかの調査、定期的チェックを厳正に行う。

(5) 医療の充実

医療機関の充実

- 1 ハイリスク出産や新生児医療に対応するため、NICU・GCUなどの整備に取り組む医療機関への支援をさらに充実し、NICUからの円滑な退院に向け、地域の医療ネットワークを構築する。
- 2 病院と診療所や助産所との連携体制を充実させて地域での出産を促進し、助産師を活用して母子の心身の健康・育児に係る相談体制を拡充する。
- 3 医師・看護師の確保・定着を図り、看護師・助産師等の医療従事者の地位向上と、勤務環境の改善を図る。
- 4 都立病院においては、メディカルソーシャルワーカーや医療クラークを育成し、十分な配置に努める。
- 5 地域の2次医療を担ってきた公的中核病院については、運営費への補助や病床数に応じた加算制度、医師の確保など、都としての支援策をより一層進める。
- 6 アルコール依存症や精神科疾患の急患等に対処できる病院を増やし、医療ソーシャルワーカーを配置する。

在宅医療の推進

- 1 在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションの増設で、在宅医療サービスの提供体制を整備するとともに、在宅療養が困難になったときのセーフティネットとして、特養・老健・療養病床のショートステイなどを整備する。
- 2 特養での看取りができるよう、医療との連携を進めるとともに、在宅における緩和ケアの提供体制を進める。
- 3 難病や重度障がいにより、在宅で医療を伴うケアを必要とする人への支援体制を充実する。

難病対策の充実

- 1 難病医療費助成制度を存続し、対象疾病を拡大する。
- 2 難病の原因究明と治療研究を促進するとともに、早期発見・早期治療体制を確立する。
- 3 『難病患者等居宅生活支援事業』の周知徹底をはかるとともに、訪問リハビリを事業に入れるなど在宅支援事業の充実を図る。
- 4 難病・障がい者が利用できるように、公立病院等でのショートステイ病床を確保する。
- 5 難病患者の職業訓練や多様な勤務形態の確立、相談等、就労支援を充実する。

健康保険制度の運用

- 1 健康保険組合に対する都の補助金は、現行水準を確保する。

生涯にわたる性と健康の権利のために（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

- 1 生涯にわたり自分自身の健康管理を行える年代別保健教育のプログラムを作成し、学校・社会教育で行なう。
- 2 小学校からの薬物・たばこ・性感染症などに関するカリキュラムを積極的に取り入れる。
- 3 増加傾向にあるエイズ撲滅のため、検査の周知を図る。
- 4 10代向けの、性・妊娠・出産や暴力など人権に関するユースクリニック（相談窓口）を、相談しやすい繁華街（原宿、渋谷、新宿など）に設置し、その後の医療を含めた継続的なケアのためのネットワークをつくる。
- 5 統合失調症や発達障害などの精神疾患についての啓発を教育の場で行う。
- 6 うつや自殺を予防するため、精神保健推進の体制を整える。
- 7 乳がん、子宮がんなど女性に多いがん対策に、NPO や市民団体と連携して普及啓発に取り組み、乳がん健診の受診率を上げる。
- 8 子宮頸がんワクチン助成を実施する場合には、十分な啓発活動と合わせて行う。

子どもの命を守り、健やかな成長を支援する

子どもの権利の視点を拡げる

- 1 「子どもの権利条約」にある子どもの意見表明権や社会参加の権利に則って子ども参加で「子どもの権利条例（仮称）」を制定し、「東京都子ども総合計画」を策定する。
- 2 子どもの権利擁護専門相談事業を強化するためには、子どもの権利回復までを職務とする「第三者機関（オンブズパーソン）」と位置付ける。

子どもの虐待防止と社会的養護

- 1 子どもに関係する保育園・学校・医師会等の連携で、虐待の早期発見に努める。
- 2 虐待通報は24時間・365日対応できるよう体制を強化するとともに、周知を徹底する。
- 3 児童相談所を増設し、児童福祉司・児童心理司の配置を増強するとともに、地域の子ども家庭支援センターや保健所・医療機関との連携を強化する。
- 4 虐待を受けた子どものための専門の緊急一時保護施設を充実する。
- 5 虐待を未然に防止するため、産前産後の支援が必要な母子に対する子育てスタート支援事業を拡充する。
- 6 養育家庭制度を拡充するため、養育手当の充実やレスパイトケアなどの支援を行う。
- 7 養育家庭への研修や相談機能を拡充し、連絡会などネットワーク機能を充実する。
- 8 養育家庭や養護施設を退所した18歳以上の若者へのアフターケアを充実させる。

保育サービスの充実

- 1 保育待機児を早急に解消するため、保育所整備を促進する。特に、緊急に保育園の増設を進める場合、学校の空き教室や都有地の活用などを速やかに認める。
- 2 保育の質と保育環境を低下させないよう、施設規準を堅持し、保育士の研修を強化する。

- 3 保育サービスについては、都として「子どもの最善の利益」の視点で評価・検証を行い、基礎自治体と連携して保育環境の整備を行う。
- 4 地域の特性を活かした多様な保育事業の展開のため、良質なNPOや市民事業の参入を促す視点で要綱等の見直しを検討する。
- 5 自治体が必要と認めている保育室については、都の補助を継続する。
- 6 就労の有無に関わらず、必要な時に誰もが利用できる子育て支援サービスを拡充する。
- 7 中小企業などが共同で取り組む事業所内保育所や民間病院の院内保育所の設置を進める。

学童保育の充実

- 1 学童保育の規模の適正化と待機児解消を進めるため、施設増設に対する補助を増やす。
- 2 特別支援学校に通う子どもたちの放課後対策を進め、学童保育への通所を6年生まで延長し、学童保育までの移動を保障するサポート事業を支援するとともに、障がい児の放課後保育を担うNPO・市民活動団体への支援を拡充する。
- 3 障害児の放課後や長期休暇期間の日中活動を支える事業を、自立支援法の中に位置付けるよう国に要望するとともに、都の独自補助制度を継続する。

すべての子どもの学びを保障する

(1) 教育への信頼を取り戻す

開かれた教育委員会

- 1 教育委員会の委員構成を、女性や子育て中の人も含むバランスの取れたものとする。
- 2 教育委員会への陳情・請願については、都民の権利としてとらえ、制度の周知をはかる。
- 3 出前教育委員会など、都民との積極的な対話の機会をつくる。

教育の質の向上

- 1 すべての学年において少人数学級が実現できるよう、教員定数増を国に求め、各種研修・研究授業など教員の資質向上に取り組む。
- 2 教職員の専門性と質の向上に向けて、大学院や研究機関などでの研修やボランティアなどの幅広い活動への参加を推進し、それを可能にする休業体制を整備する。
- 3 メンタル面でのサポートなど教員のための相談体制を整備する。
- 4 複数担任制やTT、教員クラークなど、柔軟な職員配置を行い、学校内の事務作業をできる限り削減して、教員が子どもに関われる時間を増やす。
- 5 教員の新卒採用者に対して、正式採用前の研修を各学校で実施する。
- 6 都立高校・中高一貫校の保健室施設・設備を充実し、養護教員の複数配置を進める。
- 7 障害を持つ児童・生徒の支援を積極的に行うために、障害者教員、介護要員の登用を増やす。

- 8 学校図書館に選任の司書教諭を配置し、授業での学校図書館の活用を促進する。
- 9 栄養士を全校配置とし、栄養教諭を増やして食育を充実する。
- 10 中学校の武道の必修化に際しては、施設の整備と専門的外部人材の活用で安全を確保する。
- 11 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーは、学校規模による配置人数や時間数を増やす。

子どもの学ぶ権利を保障する

- 1 子どもの権利を尊重した学校運営を行い、教育の分権を進める。
- 2 子ども自身が自分の人権を守り、他者の人権も大事にしていける力をつけていくためのカリキュラムを教育現場に取り入れる。
- 3 教育庁に外国人教育の専門部署を設置し、外国人の子どもの母国語教育や、日本語が十分でない児童・生徒への語学指導を充実するため、教員を加配する。
- 4 国際人権教育、メディア・リテラシー教育、職業教育を行うため、年齢に応じたプログラムをつくる。
- 5 要保護、準保護世帯以外も困窮している世帯の生徒には所得に応じて教材費、制服、給食費、修学旅行費など学校教育に必要な費用を免除する。
- 6 化学物質フリーの学習環境を目指し、シックスクール等により通学が困難な子どもたちの学習権を保障する。
- 7 夜間中学及び定時制通信制高校の学習については個々の学びの進度に合わせた、きめ細かな支援を進め、全員が卒業できるようにする。
- 8 フリースクール、ホームエデュケーションなどを学校教育と同価値とみなすガイドラインを作成し、多様な学びの場を保障し、公的支援をする。
- 9 職業体験、職業教育を充実させるために幅広い職域の人材、事業所の協力を得られるよう市区町村を支援する。インターンシップについては全校実施を進め、全生徒が体験できるようにする。

(2) 教育環境の整備

教育施設・設備の充実

- 1 公立小中学校の耐震化率 100%を早期に達成するよう支援する。
- 2 教育環境におけるユニバーサルデザイン化を促進し、地域に開かれた社会資源として、都立高校も含めた学校施設を開放する。
- 3 学校への太陽光エネルギーの導入を進めるとともに、校庭の芝生化や緑のカーテンづくりには、継続的な維持補修が行える補助制度をつくる。
- 4 小中学校の直結給水を促進する。
- 5 学校のトイレの改善をはじめとした施設整備への助成を増やす。
- 6 統廃合で空いた学校の活用を進める。

安全で豊かな学校給食

- 1 学校給食では有機栽培や地場産の食材を積極的に活用し、遺伝子組換え食品は使わな

い。

- 2 学校給食の放射能測定をきめ細かく実施し、安全な食材の購入を進める。
- 3 学校給食用の牛乳容器としてリユースびんを継続する。

都立高校の充実

- 1 都立高校の定数を増やし、夜間定時制に関しては駅からのアクセスなどを考慮した設置などで希望する子どもが入りやすくする。
- 2 都立高校においては、各学校の実情に合わせて、カウンセラー等の配置人数を増やし、定時制高校においては授業終了時間までの勤務や相談日数の増加を検討する。
- 3 定時制高校の給食について、カリキュラムや登録、料金徴収方法などを見直し、希望者が全員利用できる仕組みに変える。
- 4 定時制高校における専用教室の確保に努め、生徒の自習や相談などに対応できるようにする。
- 5 大規模な都立高等学校・中高一貫校には、養護教諭を複数配置とする。
- 6 都立高校における特別支援教育を進めるための人的、施設的な環境整備を図り、発達障害生徒への教員加配など、発達障害生徒の中学校卒業後の進路を保障する。
- 7 都立学校においてインターンシップ事業などを充実し、適正な仕事につきやすくするとともに、職場への定着を促進する。
- 8 新卒でも就職できなかった子どもへのフォロー体制を整える。
- 9 都立高校に外国人や帰国子女枠を増やし、入学試験においては特別の配慮を行う。

(3) 特別支援教育

- 1 特別支援教育の主旨であるすべての子どもが地域の学校で学ぶために各学校での支援教育体制を強化すると共に、教員、保護者への理解を深める。
- 2 特別支援学級・学校の急激な大規模化、生徒の多様化に対応するため、学級の大幅な新增設や人的・物的教育条件整備を進め、歩いて通えるところに適正規模の学級を配置する。
- 3 在籍児童・生徒の障がいの重度化・重複化に即した学校施設の整備を早急に行うとともに、教員・医療関係者・介助者の増員を行い、教員の専門性の向上のための研修を充実する。
- 4 特別支援学校の再編・整備、特に併置校においては、それぞれの障害の特性に応じて安全で快適な教育が受けられるよう、工夫する。
- 5 盲・ろう・養護など障害の違いによる独自の特殊教育を進めるため、個々の生徒の実態に合わせた柔軟なカリキュラムが組めるように見直す。
- 6 特別支援学校や通級学級に通う児童、生徒の交通負担を軽減するために、通学区域の調整、スクールバスの中・小型化、増車、運行コースの設定の工夫、ワゴンタクシーの導入等のほか、民間移送サービス利用、タクシー通学などの助成も検討する。
- 7 肢体不自由児特別支援学校において、介護の専門家を導入する際には、学校が委託業

者と直接協議できるシステムをつくる。

- 8 特別支援教育コーディネーターの担い手は兼職を避け、校内理解を深め、協力体制をつくり職務に専念できる環境整備を整える。
- 9 介護職員等によるたんの吸引等の制度を有効に活用して、医療的ケアの必要な子どもへの教員の医療的ケアを引き続き実施し、充実させる。
- 10 医師や看護師などの医療従事者やサポートスタッフが常駐し、医療ケアの必要な子どもでも利用できる宿泊施設や、下校後の預かりができる施設の増設を図る。(島田デイケア幼稚部)
- 11 特別支援教育への理解や啓発をすすめ、副籍校での受け入れ態勢の整備を図り、副籍校訪問時には介助員をつけるとともに、希望する児童・生徒が地域の普通級で学ぶことを保障するため、介助員を配置する。

(4) 私学振興について

- 1 幼稚園から高校・専修学校までの私学に対する経常費補助、授業料軽減補助等の助成を拡充する。
- 2 私立学校・幼稚園の老朽校舎および耐震化への改築・改修に対する補助を充実する。
- 3 東京都内の私立学校施設においても「化学物質子どもガイドライン」の理解と活用をはかるよう関係機関に働きかける。
- 4 私学で学ぶ生徒の授業料に対しても高校までは無償化とすることを国に働きかける。

文化的で豊かなくらし

(1) 文化・スポーツ行政の推進

- 1 ワンダーサイト事業は見直す。
- 2 都響や文化団体への支援を減額しないこと
- 3 地域スポーツクラブの普及、促進をはかり、支援策を強化する。
- 4 障害者が気軽にスポーツに参加できるよう専門家やサポート要員の配置を進め、地域の公共体育施設等、日常的な場の確保と設備的な改善を進める。

(2) 男女平等社会の実現

男女平等参画と男女平等教育

- 1 都のすべての審議会・協議会の女性委員の割合を早急に50%にするよう、積極的差別是正政策(ポジティブ・アクション)をすすめ、具体的なプログラム(人材育成・年次目標の設定)を策定するとともに、年度ごとに成果を公表し、達成できない理由を明確にする。
- 2 都庁職員、管理職への女性の登用を促進する。
- 3 性別役割分業意識を解消するため、人権教育を基礎とする男女平等教育を、教職員の研修をはじめ、あらゆる機会・教育場面を通じて行なう。
- 4 DVの未然防止として、学校教育の中で「デートDVを防ぐ取組」をすすめる。

女性への暴力をなくす

- 1 DV被害者支援を行うためのワンストップサービスを充実させる。
- 2 母子生活支援施設の充実と緊急一時避難場所の増設をすすめる。
- 3 女性への暴力や性的虐待への対策、被害者のためのシェルター運営などに取り組む民間団体への補助を行う。
- 4 配偶者暴力相談支援センターを各区市町村に設置し、機能を強化するための支援を行うとともに、ウイメンズプラザの講座や施設職員の研修などを充実させる。
- 5 配偶者暴力のある家庭の子どもに対して、精神的なケアを図る。
- 6 性犯罪被害者が2次被害を受けることのないよう警察や医療関係者は十分な配慮を行う。

仕事と生活の調和をめざして

雇用の確保

- 1 若者が正規の仕事につけるだけのスキルを身につけられるよう、付加価値の高い職能訓練メニューは定員や回数をふやすとともに、学習意欲を継続するための支援を行って定着に向けた相談事業を充実する。
- 2 若者や女性の就労支援は、相談体制・フォロー体制を拡充し、低利の融資制度など女性や若者が起業しやすい環境作りをすすめる。
- 3 シングルマザー、DV被害者、障がい者など、就労困難な人へのきめ細かな就労支援を行う。
- 4 適正な労働条件・品質確保・地元中小業者の活用などを盛り込んだ公契約条例を制定する。
- 5 突然の解雇や内定取り消しに対する相談体制を整備する。
- 6 仕事センターは相談事業を充実し、PRや情報提供は携帯なども活用できるようにする。

ワークライフバランスの実現

- 1 育児・介護休業を男性も取得しやすくなるよう職場の意識改革を推進するとともに、父親の育児休業取得を義務づける「パパクォータ制度」を進める。
- 2 ワークライフバランスについての普及啓発を行い、仕事と家庭生活の両立が可能な雇用環境を整備するために、中小企業を支援する。
- 3 育児休業明けの働き方として「育児短時間勤務制度」の周知を図り、職場復帰を支援する。
- 4 多様な働き方に対応できる子育て支援策を充実し、事業所内保育所設置を促進する。
- 5 フルタイム労働（正規雇用）とパートタイム労働（有期雇用の短時間労働など）との間接差別を禁止し、同一価値労働同一賃金、均等待遇の実現をすすめる。

若い世代が希望を持てる施策展開

- 1 給付型の奨学金制度を充実させる。
- 2 中途退学者など再チャレンジへの意欲を持つ子どもへの教育を支援する。

- 3 若年層に対する金銭教育や多重債務に関する教育の推進に取り組む。
- 5 若者の自立を応援するため、住宅支援に若者枠を設ける。
- 6 ひきこもり状態が長期化する若者に対して、相談や就労支援を行う。
- 7 フリースクール・コミュニティスクールなど多様な教育の機会を創出するNPOの活動を支援する。
- 8 国際的な視野をもつ若い世代を育てるために、国際交流事業を支援する。
- 9 実社会に出る前の高校生・大学生等の若者を対象に労働法などの基本的な知識を教える機会を作る。

市民活動・NPO支援

- 1 生活価値重視型事業(ワーカーズ・コレクティブなど)・非営利事業の起業支援を拡大する。
- 2 NPO やソーシャルビジネスを展開する団体に対し、活動拠点の確保や事業運営に必要なスキルを磨くための支援を行うこと。
- 3 NPOや市民事業などの社会的事業所が取り組む「新しい公共」事業を拡充すること。

(4) 消費者行政の推進

消費者センターの機能強化

- 1 消費者問題の新たな展開を踏まえて、東京都消費生活基本計画を積極的に推進する。
- 2 東京都消費生活総合センターは、センターオブセンターとして区市町村の相談窓口への支援を強化し、広域連携の検討等、東京都全体の相談機能の充実を図る。
- 3 東京都及び多摩消費生活総合センターの相談窓口を消費者に使いやすくするため、日曜日の開設や相談時間の延長などの充実を図る。
- 4 消費者教育の積極的な推進や消費者情報の効果的な提供に取り組む。
- 5 高額商品売りつけや振り込め詐欺などに加え、押し買いなど新たな高齢者を狙った消費者被害が出現しているが、被害を未然に防止するための対策を拡充する。
- 6 子どもの事故を防止するために、消防、病院、警察との連携を強め、製品事故や安全性に関する情報を積極的に都民に公表する。
- 7 適格消費者団体への情報提供・連絡調整の取組を進め、訴訟費用の援助制度を検討する。

食品安全

- 1 「東京都食品安全条例」を活用し、食の安全を市民のイニシアティブで確立する。
- 2 制度の普及が立ち遅れている食品衛生自主管理認証制度について、事業者に対する経済的な誘導策などの大胆な普及策を講じる。
- 3 食品による危害の発生の未然防止を図るため、輸入食品や健康食品その他、都民が不安を持つ食品などの安全性調査を積極的にすすめる。
- 4 食品の安全確保施策を積極的に進め、食に対するリスクコミュニケーションを充実する。
- 5 食品表示の適正化については、消費者にとって必要な情報を正確にわかりやすく伝える制度を確立し、不正表示の一掃と食品表示ウォッチャー制度の継続・強化を行なう。

- 6 加工食品の原産国表示の実施状況を点検し、政策評価を行う。
- 7 食品の包装材についても安全性を確保するため、素材表示を義務づける。
- 8 県域を超える広域的な食品安全に関する課題、トレーサビリティなどについて、他の道府県との協力を推進するための協議や行政協定の締結などを推進する。
- 9 食品添加物等は、子どもに合わせた安全基準をつくるよう国に働きかける。
- 10 国産のBSE全頭検査は20ヶ月超で継続し、クローン技術による食肉の流通をさせない。
- 11 原料に含まれる遺伝子組み換え作物を表示し、消費者に分かりやすいトレーサビリティの表示を担保し、情報提供を進める。
- 12 遺伝子組み換え作物・種子の流通量と経路など、輸入実態の調査を実施する。

市民の自立と参加

(1) 自治・分権

- 1 都から自治体への分権を進め、権限とともに適切かつ十分な税源移譲を進める。
- 2 都区制度改革を見直し、都区財政調整制度などの抜本的な改革をすすめる。
- 3 自治体の入札・契約制度には、入札参加条件に法令順守（コンプライアンス）を条件とする。特に、過去一年間において、労働基準法、男女雇用均等法、育児介護休業法、障害者雇用促進法などに違反があった企業は入札から排除する。都の入札参加事業者の格付けに当たっては、障害者雇用率、ISO取得状況、男女平等推進状況、NPO支援などの社会性を考慮する。
- 4 都民にわかりやすい予算・決算書づくりをすすめる。
- 5 職員の短時間勤務制度を拡充するとともに、常勤職員以外の働き方を把握・整理する。
- 6 メモリーの持ち出し・紛失などによる流出がないよう、個人情報保護を徹底する。

(2) 大事なことは市民が決める

- 1 住民投票制度を導入するとともに、直接請求などの手続きを簡素化し、市民が直接政治に参加するしくみを広げる。
- 2 行政の応答責任を義務付けた総合的なパブリックコメント（市民意見公募）条例をつくる。
- 3 市民の苦情や措置請求などの申し出に、行政が応える責務を明確にした総合オンブズマンをつくる。
- 4 情報公開を的確に進めるため、施行された公文書管理法にあわせて公文書管理条例を制定し、市民にとって使いやすい公文書管理をする。
- 5 施策の透明性・客観性を高めるために、事業計画・実施・事後評価を含む総合的な事業評価を市民参加でおこなう。そのために、資料の保存と情報公開を徹底する。

(3) 市民がつくる安全・平和

平和

- 1 東京都は非核三原則を守り、非核平和条例を制定する。
- 2 都市間交流やNGO・NPO支援による市民平和交流をすすめる。
- 3 東京にある基地の全面返還を求め、跡地利用は市民参加で決める。「多摩サービス補助施設」(多摩弾薬庫跡地)の早期返還を求め、返還されるまでの期間についても、全面公開とする。
- 4 基地周辺の各自治体の騒音測定箇所を増やすとともに、飛行制限時間の拡大と飛行回数削減を求める。

国際協力と多文化共生

- 1 都が蓄積した環境・教育・福祉など専門的社会開発技術の人材を派遣し、アジア地域などへの人材育成、技術支援を推進する。
- 2 市民主体の国際協力や多様な民族や文化を認め合う東京をつくるために、NGOと連携・協力して、都の国際政策を横断的・効果的に推進する。
- 3 外国人の都政への参画をすすめるため、審議会・懇話会委員への外国人の登用を促進するとともに、「外国人都民会議」を再開し、提言を政策に生かす。
- 4 外国人の就労や滞在資格等から派生する人権問題を解決する権利擁護機構をつくる。
- 5 不法就労や無国籍の子どもたちが、教育・医療など日本の子どもたちと同様の権利・サービスを受けられるように支援する。
- 6 外国人の相談窓口の充実、居住支援、多言語による生活情報・防災情報等の生活支援を充実させる。
- 7 定住外国人に地方参政権取得の道を開くとともに、定住外国人の地方公務員への採用に際し、国籍条項を撤廃する。